

2022年10月25日

立憲民主党

代表 泉 健太 様

日本労働組合総連合会
会長 芳野 友子

2023年度予算編成等に関する要請書

長引くコロナ禍に加え、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した供給制約によるエネルギー価格のさらなる高騰と急速な円安による物価高は、家計や企業経営、とりわけ低所得者や価格転嫁が難しい中小企業などに甚大な影響を与えており、迅速で的確な対策が求められています。

具体的には、物価上昇局面における生活支援などの総合対策、将来不安の払しょくや格差是正につながる社会保障と税の一体改革や所得再分配機能の強化、人への投資など将来の経済成長につながる投資の拡大、雇用の安定と公正労働条件の確保、などです。

こうした政策を通じて、重厚なセーフティネットを構築するとともに、これ以上の格差拡大に歯止めをかけ、分配構造を転換し、持続可能な社会・経済を実現しなければなりません。

私たち連合は、このような課題認識のもと、予算編成等に関する要請事項を取りまとめました。働く者・生活者の立場からの意見・提言としてお受け止めいただき、2023年度予算、2023年度税制改正などに反映いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 物価上昇局面における総合的な対策

- (1) 物価上昇が生活へ与える影響が特に大きい低所得者への機動的な支援を継続する。また、支援の規模や時期については、政策効果の検証を含め、国会で審議されるべきであることから、予備費による対応とはせず、今後の物価上昇を前提とした予算を編成したうえで対応する。
- (2) 燃料価格高騰時の燃料課税停止措置（トリガーリード）の凍結を解除する。
- (3) 「給付付き税額控除」の仕組みを構築し、社会保険料・雇用保険料（労働者負担分）の半額相当分を所得税から控除する「就労支援給付制度」や、基礎的消費にかかる消費税負担分を給付する「消費税還付制度」を導入する。
- (4) 中小企業等に対する各種支援策を周知するとともに、手続きを簡素化するなど各種支援策を利用しやすい環境を整備する。また、適切な価格転嫁が行われるよう、下請けGメンの増員、公正取引委員会、中小企業庁の執行体制を強化する。

2. コロナ禍における雇用・生活対策

- (1) 雇用調整助成金や産業雇用安定助成金など、雇用維持に対する施策を充実するための予算を確保するとともに、雇用保険が有効に機能し続けるよう、労働保険特別会計への一般会計からの繰り入れなどを通じて適切に支援する。
- (2) コロナ禍によりとりわけ大きな打撃を受けた非正規雇用で働く女性、DV（ドメスティック・バイオレンス）などにより困窮した女性、就職活動中の学生に対する支援を強化する。また、NPO等民間団体が行う直接的な支援に対する助成の強化、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等を特別に提供する対策のための予算を確保する。

3. 人への投資など将来の経済成長につながる投資の拡大

- (1) 雇用区分や多様な事情によって、能力開発やキャリア形成の機会の提供に差が生じることがあってはならず、非正規で働く労働者やフリーランスなどを含めて、誰もが希望する能力開発等を受けられるよう、「人への投資」に関する予算措置を拡充する。
- (2) 「カーボンニュートラル」の実現に向けて、「公正な移行」「グリーンリカバリー」の実現やS+3Eの確保を念頭に、イノベーションの基礎となる技術開発や人材育成に向けた支援を強化する。

4. 社会保障と税の一体改革と所得再分配機能の強化

- (1) 税による所得再分配機能の強化に向け、金融所得課税を強化するとともに、将来的な所得税の総合課税化を検討する。また、所得税や相続税の累進性を強化し、人的控除はできるだけ社会保障給付や各種支援策等に振り替え、残すものは所得控除から税額控除に変えることを基本とする。
- (2) 資産課税の累進性を強化するとともに、格差固定の要因となりうる非課税措置については廃止も含め不斷の見直しを行う。
- (3) 自動車関係諸税について課税根拠を総合的に整理し、自動車重量税の廃止など税の軽減・簡素化をはかる。その際、地方財政に配慮し、必要な税財源を確保する。
- (4) 多国籍企業への国際課税について、課税対象や最低税率などを定めた「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する合意」を踏まえ、多国間条約の批准や国内法（法人税法）の改正などを行う。
- (5) マイナポータルを活用した「記入済み申告制度」の普及に努め、確定申告手続きの簡略化と利便性向上を実現する。
- (6) 医療・介護・障がい福祉・保育など社会保障サービスを担う人材を確保するため、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2021年11月19日閣議決定）にとどまらず、継続的にさらなる処遇改善の施策を講じるための財源を確保する。
- (7) 生活困窮者自立支援制度による包括的かつ伴走型の支援を実施できるよう、制度と体制の強化に向けた財政支援を行う。また、生活福祉資金貸付制度の償

還開始によって生活に困窮する人が生じないよう、償還にあたっての免除要件の拡大や貸付要件の緩和を行う。

- (8) ヤングケアラーやひとり親家庭など複合的な課題を抱える人への支援強化と、就労困難者や高齢者が安心してくらせる住まいを確保できるようにするための財源を確保する。
- (9) 医療・介護を必要とする人が、それぞれの負担能力に応じた費用で質の高い医療・介護保険サービスを受けられるよう、給付抑制策を講じることなく十分な財源を確保する。
- (10) 希望するすべての子どもが保育所や放課後児童クラブなどを利用できるようになるとともに、子ども・子育て支援サービスの質の向上をはかるため、保育所等における職員配置基準の改善などに必要な財源を確保する。

5. 雇用の安定と公正労働条件の確保

- (1) 特定技能制度の見直しに向け、安易な受け入れ分野の拡大につながらぬよう、特定技能受け入れ分野における人手不足や賃金水準、日本人の就業率等の把握、検証を行うための予算措置を講ずる。また、外国人技能実習法施行後5年の検討規定を踏まえ、外国人労働者の権利の保護に向け、特定技能制度を含めた総合的な検討を行うための予算措置を講ずるとともに、関係法令の周知徹底や多言語による相談支援体制の拡充を行う。
- (2) 障がい種別や程度等にかかわらず、就労を希望する障がい者が働くことが出来るよう、就労支援や就労マッチングの拡充をはかるとともに、差別禁止・合理的配慮が適切になされるよう必要な予算を確保する。また、働きづらさを抱えるすべての者が働き続けられるよう、障がい者雇用施策の拡充に向け必要な制度改正を行う。
- (3) 雇用労働に近い働き方をしているにもかかわらず労働法の保護を受けることができない者について、「労働者」概念の見直し・拡充に着手するための予算措置を講ずるとともに、現行法令においても労働者性が認められる者には労働関係法令が適用されることを周知徹底する。

6. 教育機会の均等実現と教育の質的向上

- (1) 就学前教育から高等教育まで、すべての教育にかかる費用の無償化を行い、社会全体で子どもたちの学びを支える。
- (2) GIGAスクール構想にかかる情報アクセス環境の整備とともに、情報通信技術支援員を拡充する。
- (3) さらなる少人数学級の実現、部活動の学校から地域への移行、外部人材の活用を含めた教員の負担軽減のための財政措置を強化する。

7. 国民の権利保障に資する投票環境の整備

- (1) 統一地方選挙を控える中、共通投票所の設置の拡大、期日前投票の投票時間の弾力的な設定、移動期日前投票所の拡充などについて、地方の選挙管理委員会や市区町村へのきめ細かな対応・支援を行う。

(2) 高齢者、障がい者、要介護者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権行使を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を行う。

以上